三上税理士法人　－　東海税理士会小牧支部　登録番号 2427 号

令和 5 年 2 月号

Dr tax ドクター・タックス

三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表便り

決算公開号！

今月号は、毎年恒例、三上税理士法人（及び関係会社）の決算公開号です。
顧問先の皆さまにのみ、別紙にて公開となります。

皆さんは、今期の弊社の決算と経営計画を見てどう思われるでしょうか。
少しでも多くの社長の皆様に、経営計画を見て「計画を作るのも良いものだな」と刺激を受けていただければ幸いです。

ご自身の会社の経営計画の作成などでお困りの際はお気軽にご相談ください。

本店便り

免税事業者の方必見！インボイス 2 割特例！

文責：亀田

本年 10 月からインボイス制度が開始となりますが、インボイスの発行事業者として登録した免税事業者を対象とする、消費税の軽減策改正案が発表されました。

通常、小規模事業者の方の消費税納税額は、事前に本則課税(実額計算)か、簡易課税かという計算方法を選択して算出しますが、今回の特例により、納税負担を課税売上の 2 割に抑えられるようになります。

適用期間は 2023 年 10 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日まで(3 年間)の日の属する各課税期間です。

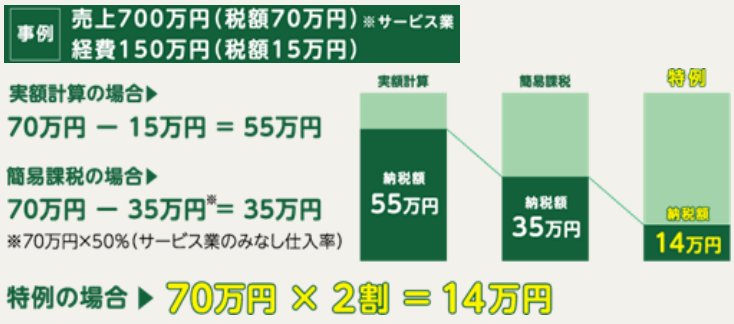

<対象者>

・インボイスの発行事業者として登録した免税事業者

・インボイスを発行しないが、消費税を納めることを選んだ免税事業者

※ただし、インボイス制度開始前（2023 年 10 月 1 日より前）から課税事業者を選択している小規模事業者は対象外になります。

簡易課税のような事前の届出をする必要はありません。本則課税か 2 割特例か(もしくは簡易課税か 2 割特例か)有利な方を都度選択できるため柔軟性が高いものになるかと思われます。

実際の消費税納税額の有利不利は、事業の内容によって異なりますので、担当者とご相談ください。

【参考】

財務省　「インボイス制度の改正案について」

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html

インター店便り

ととのいました！

文責：大脇

こんにちは(^^)/ 暦の上では春となりましたが、まだまだ寒さ厳しい日が続きます。いかがお過ごしでしょうか？

私は、ついに！ついに！３年ぶりにウガンダへ行ってまいりました🛫

ウガンダは今の時期は雨季なので暑すぎず、半袖で快適に過ごせました。

３年ぶりだったので SAVO の子どもたちが涙、涙で出迎えてくれると思いきや、早速「キッチン用品がほしい！」「コレもほしい！！」のおねだりタイム。

あちこちのお店ではアメックスは使えないし、他のクレジットカードは暗証番号を忘れ（トホホ）現金支払いになったので、途中から手持ちがなくなるのではないかとヒヤヒヤしていました😓ボーナスがあっという間に飛んでいきましたが、いいの、いいの😂それ以上に SAVO のみんなに元気をもらったから！…う～ん、整いました✨

今回は、持っていったおもちゃで遊ぶだけでなく、ビンゴ大会を開催しました。ビンゴゲームは世界的なものと思っていましたが誰も知らず…でもすぐにルールを覚えて大盛り上がりでした。調べてみると、ビンゴはもともと 1530 年ごろにイタリアで遊ばれた「ル・ジオッコ・デル・ロト・ディタリア」(Lo Giuoco del Lotto d'Italia)という、くじを使ったゲームが原型とされているそうです。その後、フランス、ドイツ、アメリカと渡り、1929 年からのウォール街大暴落及び世界恐慌下において、家庭にて気軽に遊べるゲームとしてビンゴの人気が高まったそうです。今回のビンゴ景品はおにぎりせんべい等日本のお菓子にしました。日本のお菓子はウガンダでも大人気です(^^)/

さて、元気チャージ MAX になったので確定申告がんばるぞ💪

前年、前前年と新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限が延長されましたが、執筆日（1 月 10 日）時点では延長措置の発表はありません。申告期限は 3 月 15 日（水）です。よろしくお願いいたします。

【順位順に並んでいます(^^♪　いい笑顔ですね】

追記：

３年ぶりに本格開催となりました「新春春日井マラソン」に、社内からは過去最多の 11 名がエントリーしました。（私？私はウガンダへ行ってたもんで残念ですが参加できずです😢）

我がインター店からは足立さんがエントリーしました。エントリーした中では最年長ランナーとなりましたが、見事社内順位は２位✨「練習なんてしていませんよ～」なんて言っていても、日々のジョギング通勤がきいたのかお見事です！今年は絵を描かせたら社内一の「定画伯」デザイン T シャツで、「代表（の似顔絵）を背負って情けない走りは出来ない！」と意気込んで臨んだそうです。毎年の恒例行事になりつつある春日井マラソン！来年は私も…私も…あっ予定があるかも♡

経営情報

インボイス制度開始以降の仕入税額控除について

文責：渡邉

インボイス制度の開始が今年 10 月に迫ってきております。申請期限が 3 月ということもあり、既に申請が完了して導入の準備を始めていただいている方も増えているところだと思います。

インボイス制度導入後に気を付けなければならない点の一つが「仕入税額控除」です。

仕入税額控除とは、課税事業者が消費税の納付額を計算する際に、売上にかかっている消費税から仕入れにかかった消費税を差し引くことです。

【例 1】消費税の計算方法と納付金額

売上　110 万円（税抜金額 100 万円、消費税額 10 万円）

仕入　 66 万円（税抜金額 60 万円、消費税額 6 万円）

10 万円－6 万円＝4 万円

→4 万円を消費税として納付（6 万円を仕入税額控除した）

消費税は【例 1】のように納付金額を計算しますが、制度開始以降は、インボイス制度に登録した事業者が発行した、インボイスの規格に沿った「適格請求書」がないと仕入税額控除ができなくなってしまいます。

しかし経過措置として、免税事業者からの仕入であっても、令和 8 年 9 月までは 80%、令和 11 年 9 月までは 50%の控除が可能となり、【例 2】のように消費税が計算されます。

【例 2】消費税の計算方法と納付金額（令和 5 年 10 月～令和 8 年 9 月の経過措置期間中）

売上　110 万円（税抜金額 100 万円、消費税額 10 万円）

仕入　 66 万円（税抜金額 60 万円、消費税額 6 万円、適格請求書なし）

10 万円－（6 万円×80%）＝5 万 2 千円

→5 万 2 千円を消費税として納付（4 万 8 千円を仕入税額控除した）

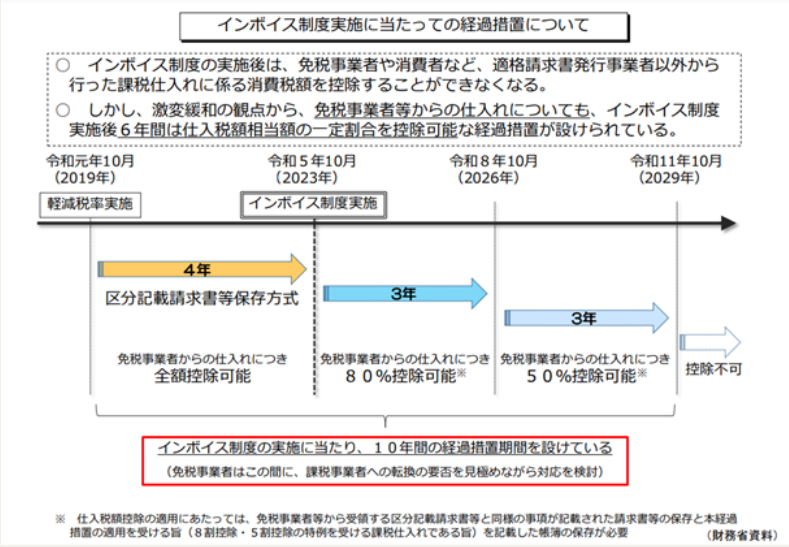

引用元：日本税理士会連合会 HP

適格請求書等保存方式（インボイス制度）

事業内容や取引先様との兼ね合い等、様々な要件によって判断が分かれることになります。

ご不明点等ございましたら各担当者までご連絡ください。

【参考】

日本税理士会連合会 HP 「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」

https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/invoice/

行楽日記

冬キャンプ

文責：木野瀬

久しぶりの冬キャンプで青川峡キャンピングパークに行きました。

春日井から約 1 時間半であっという間にキャンプ場に到着です。

久しぶりのキャンプに家族全員ワクワク感が止まらず、2・3 日前からみんなソワソワ。

今回はログハウスに宿泊のため、テントの設営をすることもなく、荷物を下ろしたら即自由時間です。

目の前の大きな木に吊るしたハンモックにゆらゆら揺られていたかと思うと、いつの間にかキックスケーターに乗ってキャンプ場内の探検に出掛けたり、と休む間もなく遊んでいる子供達とは対照的に、火の番と称して火を起こした薪ストーブの前を占領する私。私にとってこのログハウスに泊まる一番の楽しみはなんといってもこの薪ストーブ。燃えている炎をただ見ているだけなのにいつまでたっても飽きることはありません。ずっとずっと見ていられます。

ログハウスは床暖房完備という快適さ。そこで時間を気にせずにボードゲーム。子供達相手に手加減などせず本気で挑んでも中々勝てなくなってきました。こんなところでも子供の成長を感じさせられます。（負け続けると不貞腐れるところに子供らしさはありますが）

チェックアウト後は近くの温泉で朝風呂に入って寄り道をしながら帰宅。本当にのんびりできて大満足でした。

2 月の税務

・固定資産税（都市計画税）の第 4 期分の納付　　納付期限…2 月中において各自治体の条例で定める日

・12 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
6 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…2 月 28 日(火)

・前年分所得税の確定申告　　申告期間…2 月 16 日(木)～3 月 15 日(水)

無料経営相談について

誠に勝手ながら、本年 3 月までの期間、無料経営相談は お休み させていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。お困りのことがございましたら、担当者までご連絡ください。

三上税理士法人

■**本店**　〒486-0914　愛知県春日井市若草通 4-92　TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
■**春日井インター店**
〒486-0812　愛知県春日井市大泉寺町 108-9　TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
◆**共通メールアドレス**　mikami@taxer.info